

## 個別リスク詳細分析結果 ①「Pull型通常情報提供」における代表的なリスク（視覚障害者以外）

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#	
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Pull常他-1	
		外部要因	・(コンテンツサービス提供者のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	Pull常他-2	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツサービス提供者のサーバなど機器障害により、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	Pull常他-3	
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者等のシステム障害等に起因し)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	Pull常他-4	
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-5	
			・(場所情報コード設置・管理者によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される、または誤った場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-6	
			・(場所情報コード製造者によって)製品仕様を満たさない場所情報コード格納機器を出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-7	
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-8	
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-9		
		・(第三者による場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-10		
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者の)サーバ等システムの障害等により、コンテンツが提供できない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-11	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により、コンテンツ・サービス提供者等のネットワークシステム障害等に起因し、)情報端末-コンテンツ・サービス提供者のサーバ間通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常他-12	
	完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者または場所情報コード格納機器設置・管理者において)不正確な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新が遅れる⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する	Pull常他-13
				・(場所情報コード格納機器設置・管理者によって)場所情報コード格納機器が誤った位置に設置される(移動される)⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する	Pull常他-14
・(コンテンツ・サービス提供等が、)有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手する				Pull常他-15	
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する				Pull常他-16	
外部要因		・(第三者によって)場所情報コードが改竄される⇒利用者が不正確な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する	Pull常他-17		
非人為的要因		内部要因	・(コンテンツ・サービス事業者のシステム障害により、)不正確な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新されない⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する	Pull常他-18	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が不正確な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する	Pull常他-19	

※除外: 視覚障害者、車いす使用者の現在位置の自動提供(「視覚障害者・車いす使用者等の緊急時への対応を迅速化し、その安全を確保するため、必要に応じて視覚障害者・車いす使用者等の現在位置を自動的に把握し、家庭等にて情報の入手を可能とする」)【サービス定義(概要)-一覧(4/4)】

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	<hr/>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める。</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウイルス感染防御技術、などの活用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手順・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者等(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</li> <li>・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバなどシステム障害により、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**)、民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類		リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者等のシステム障害等に起因し)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	
	不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者、(情報悪用者)		

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、漏電)から機器・装置等システムを物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに沿った運用を行う。</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</li> <li>・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等システムを物理的に保護する。</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *現在位置・施設位置情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待した現在位置・施設位置情報等を得られなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う。 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースの対処</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】 ・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定めておく。</p>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される、または誤った場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、 コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待したコンテンツサービスの利用ができなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する。また、場所情報コード格納機器を撤去する際には、撤去対象を十分に確認した後に撤去作業を行う。  >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う。

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨を公表・周知するよう、作業手順を定める。また、撤去対象の確認作業を撤去手順に定める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める。
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器製造業者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける。</p>
	運用的検討	<p>▶場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける。</p>

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める。</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	•(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		情報端末製造者	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢情報端末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> <li>・販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		利用者 (窃盗者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者):刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする。</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う。</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(第三者による場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない
不都合の生じる主体			直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)			場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</li> <li>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待したコンテンツサービスの提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>➢破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者において、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を提供する。</li> <li>➢場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする。</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な巡回点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める。</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に全ての場所情報コードの巡回点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバ等システムの障害等により、コンテンツが提供できない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 **期待したコンテンツの提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバ等システムの高信頼化対策(ミラーリングや耐障害設計等)により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者における提供に支障を来さないようにする。</p> <p>※ミラーリング:サーバ等全く同じ機器をもう1つ設置運用すること</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する。</li> <li>・業務継続対策を盛り込んだ対策(緊急時対応計画や復旧計画、対応マニュアル類)を準備する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により、通信ネットワーク提供者のネットワークシステム障害等に起因し、)情報端末-コンテンツ・サービス提供者のサーバ間通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(通信ネットワーク提供者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待したコンテンツサービスの提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、通信ネットワークの多重化によりリダンダンシー(冗長化)を確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツサービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う。</p>
	運用的対策の検討	<p>▶業務継続対策を盛り込んだ対策(緊急時対応計画や復旧計画、対応マニュアル類)を整備する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う。</li> <li>・業務継続対策を盛り込んだ対策(緊急時対応計画や復旧計画、対応マニュアル類)を準備する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新が遅れる⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を提供する。 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、提供情報の生成の都度、基となる情報(位置情報や施設情報等)が最新か、チェックした上で情報を提供するシステムを開発する。 【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者側のデータが現行化されていないなどの恐れがある</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去、および現行化に努める。 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの巡回点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)場所情報コード格納機器が誤った位置に設置される(移動される)⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を設置する際には、設置予定場所を十分に確認の上、設置を行う。</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が正しい場所に設置されているか、常に把握に努め、誤った設置の事実を知った際には、速やかに場所情報コード格納機器設置・管理者にその旨を通知し、適正化を図る。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器設置時には、設置予定場所の確認作業を作業手順に定める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器が誤った場所に設置されていないか常に把握し、誤った設置が判明した際は必ず場所情報コード格納機器設置者・管理者に通知を行い、改善を図るよう、管理手順を定める。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき
	技術的対策の整理	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない。
	運用的対策の検討	▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。  ※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報の発見・除去に努める。
---------------	--



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。</p> <p>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。</p> <p>【課題】重複したレコードは発見し得るが、それ以外の誤ったコードは発見できない</p> <p>コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード管理センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・(第三者によって)場所情報コードが改竄される⇒利用者が不正確な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 帰責性が認められる場合 不正確な情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 >改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。
	技術的対策の整理	>認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を提供する。 【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な巡回点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・定期的に全ての場所情報コードの巡回点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のシステム障害により、)不正確な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新されない ⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を提供する。 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める。 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が不正確な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 不正確な情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を提供する。</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による巡回点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める。</p> <p>【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に巡回点検による発見・復旧は困難</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> <li>・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う</li> </ul>
---------------	--

## 個別リスク詳細分析結果 ②「Pull型通常情報提供」における代表的なリスク（視覚障害者）

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#	
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Pull常視-1	
		外部要因	・(コンテンツサービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	Pull常視-2	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツサービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバなどシステム障害により、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	Pull常視-3	
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者等のシステム障害等に起因し)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される	Pull常視-4	
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツサービスが停止される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-5	
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される、または誤った場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-6	
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-7	
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-8	
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない	Pull常視-9		
		・(第三者による場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-10		
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバ等システムの障害等により、コンテンツが提供できない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-11	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により、通信ネットワーク提供者のネットワークシステム障害等に起因し、)情報端末-コンテンツ・サービス提供者のサーバ間通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない	Pull常視-12	
	完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新が遅れる⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する	Pull常視-13
				・(場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)場所情報コード格納機器が誤った位置に設置される(移動される)⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する	Pull常視-14
・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を音声案内により入手する				Pull常視-15	
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する				Pull常視-16	
外部要因		・(第三者によって)場所情報コードが改竄される⇒利用者が不正な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する	Pull常視-17		
非人為的要因		内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のシステム障害により、)不正な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新されない⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する	Pull常視-18	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が不正な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する	Pull常視-19	

※除外:視覚障害者、車いす使用者の現在位置の自動提供(「視覚障害者・車いす使用者等の緊急時への対応を迅速化し、その安全を確保するため、必要に応じて視覚障害者・車いす使用者等の現在位置を自動的に把握し、家庭等にて情報の入手を可能とする」)【サービス定義(概要)一覽(4/4)】

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	<hr/>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める。</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行***)に基づく損害賠償責任**** ***安全配慮義務違反 ****不正アクセス対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウイルス感染防御技術、などの活用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手順・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</li> <li>・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する。</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバなどシステム障害により、)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**)、民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者等のシステム障害等に起因し)利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に漏洩する⇒利用者の情報(個人情報や現在地等位置情報等)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者、(情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、漏電)から機器・装置等システムを物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに沿った運用を行う。</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号化技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する。</li> <li>・大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等システムを物理的に保護する。</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス事業者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **利用者が期待した現在位置・施設位置情報等を得られなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時または何らかの理由により音声でのサービスがなされない場合には必ず事前に利用者にその旨通知を行う。 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースの対処</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定めておく。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される、または誤った場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、 コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 利用者が期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声によるコンテンツサービスの利用ができないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する。 また、場所情報コード格納機器を撤去する際には、撤去対象を十分に確認した後に撤去作業を行う。</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う。</p>

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨を公表・周知するよう、作業手順を定める。また、撤去対象の確認作業を撤去手順に定める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		場所情報コード格納機器製造業者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける。</p>
	運用的検討	<p>▶場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける。</p>

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	•(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		情報端末製造者	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢情報端末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> <li>・販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を利用できない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		利用者 (窃盗者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者): 刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする。</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う。</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(第三者による場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した現在位置・施設位置情報の提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。 >破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任
	技術的対策の整理	>一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者において、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により提供する。 >場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする。
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な巡回点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める。



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・定期的に全ての場所情報コードの巡回点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバ等システムの障害等により、コンテンツが提供できない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 **期待した現在位置・施設位置情報等の提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバ等システムの高信頼化対策(ミラーリングや耐障害設計等)により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者における提供に支障を来さないようにする。</p> <p>※ミラーリング:サーバ等全く同じ機器をもう1つ設置運用すること</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する。</li> <li>・業務継続対策を盛り込んだ対策(緊急時対応計画や復旧計画、対応マニュアル類)を準備する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により、通信ネットワーク提供者のネットワークシステム障害等に起因し、)情報端末-コンテンツ・サービス提供者のサーバ間通信ができない⇒利用者がコンテンツサービス(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により利用できない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した現在位置・施設位置情報の提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う ***視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、通信ネットワークの多重化によりリダンダンシー(冗長化)を確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツサービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う。</p>
	運用的対策の検討	<p>▶業務継続対策を盛り込んだ対策(緊急時対応計画や復旧計画、対応マニュアル類)を整備する。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う。</li> <li>・業務継続対策を盛り込んだ対策(緊急時対応計画や復旧計画、対応マニュアル類)を準備する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新が遅れる⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により提供する。</p> <p>【課題】①真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、提供情報の生成の都度、基となる情報(位置情報や施設情報等)が最新か、チェックした上で情報を提供するシステムを開発する。</p> <p>【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者側のデータが現行化されていないなどの恐れがある</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去、および現行化に努める。</p> <p>【課題】①不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの巡回点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)場所情報コード格納機器が誤った位置に設置される(移動される)⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う **視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を設置する際には、設置予定場所を十分に確認の上、設置を行う。</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が正しい場所に設置されているか、常に把握に努め、誤った設置の事実を知った際には、速やかに場所情報コード格納機器設置・管理者にその旨を通知し、適正化を図る。</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器設置時には、設置予定場所の確認作業を作業手順に定める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器が誤った場所に設置されていないか常に把握し、誤った設置が判明した際は必ず場所情報コード格納機器設置者・管理者に通知を行い、改善を図るよう、管理手順を定める。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を音声案内により入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき
	技術的対策の整理	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない。
	運用的対策の検討	▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。  ※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報の発見・除去に努める。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していたコンテンツサービスを音声案内により利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。 >場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、それ以外の誤ったコードは発見できない >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード管理センター】 ・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。 【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・(第三者によって)場所情報コードが改竄される⇒利用者が不正確な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 帰責性が認められる場合 不正確な情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **利用者が視覚障害者である場合、不正確な情報を音声案内により入手することによって損害が生じる可能性について、予見可能性が認められる可能性が高い。</p> <p>➢改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により提供する。</p> <p>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な巡回点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</p> <p>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に全ての場所情報コードの巡回点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のシステム障害により、)不正確な情報(位置情報、経路情報、施設情報等)が登録される、または対応する情報が登録されない、更新されない ⇒利用者が誤った情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 誤った情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **利用者が視覚障害者である場合、誤った情報を音声案内により入手することによって損害が生じる可能性について、予見可能性が認められる可能性が高い。</p> <p>➢民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により提供する。</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める。</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が不正確な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により入手する

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な現在位置・施設位置情報等の提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 不正確な情報を入手することで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **利用者が視覚障害者である場合、不正確な情報を音声案内によって入手することによって損害が生じる可能性について、予見可能性が認められる可能性が高い。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な情報(位置情報や経路情報、施設情報等)を音声案内により提供する。</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による巡回点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める。</p> <p>【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に巡回点検による発見・復旧は困難</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> <li>・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う</li> </ul>
---------------	--



## 個別リスク詳細分析結果 ③「Push型通常情報提供」における代表的なリスク(視覚障害者以外)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Push常他-1
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	Push常他-2
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push常他-3
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push常他-4
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者が経路の誘導を受けられない(、または経路の誘導が中断される)	Push常他-5
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-6
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-7
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-8
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-9	
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-10	
非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-11	
	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)サーバ間の通信ができない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常他-12	
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される	Push常他-13
			・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者が誤った経路に誘導される	Push常他-14
			・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう	Push常他-15
			・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が誤った経路に誘導される	Push常他-16
	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者が誤った経路に誘導される	Push常他-17	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される	Push常他-18
外部要因		・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が誤った経路に誘導される	Push常他-19	

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 ➢不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰 ➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合
	技術的対策の整理	➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウィルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する
	運用的対策の検討	➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する



処理方法および管理策の選択	【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**), 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じて環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じて環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者が経路の誘導を受けられない(、または経路の誘導が中断される)

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *経路誘導の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待した経路の誘導を受け得られなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<hr/>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 ▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器製造者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	•(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	情報端末製造者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>➢情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> <li>•販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	利用者 (窃盗者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者):刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</li> <li>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>▶破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、適切な経路情報を提供する</li> <li>▶場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *経路誘導の不履行 **期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)における提供に支障を来さないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末ー(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ))サーバ間の通信ができない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路誘導の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>
	運用的対策の検討	



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において) 不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>コンテンツ・サービス提供者: 民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者: 国賠法2条(公の营造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合
	技術的対策の整理	>コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 ▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合
	技術的対策の整理	▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものか、 チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する 【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)側のデータが現行化されていないと意味がない
	運用的対策の検討	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) 自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める 【課題】実効性に欠ける ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が 現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき</p>
	技術的対策の整理	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない</p>
	運用的対策の検討	<p>✓コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。</p>

※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報の発見・除去に努める</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類		
完全性	人為的要因	内部要因
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が誤った経路に誘導される		

不都合の生じる主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ) コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。 >場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、それ以外の誤ったコードは発見できない >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード管理センター】 ・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。 【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</li> <li>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>▶改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</li> <li>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める</li> <li>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】①真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	>認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい
	運用的検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による巡回点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める。 【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に巡回点検による発見・復旧は困難 >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。 ・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う
---------------	--

## 個別リスク詳細分析結果 ④「Push型通常情報提供」における代表的なリスク(視覚障害者)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#	
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Push常視-1	
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	Push常視-2	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push常視-3	
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push常視-4	
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない(、または経路の誘導が中断される)	Push常視-5	
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-6	
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-7	
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-8	
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-9		
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-10		
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-11	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)サーバ間の通信ができない⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	Push常視-12	
	完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される	Push常視-13
				・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される	Push常視-14
・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう				Push常視-15	
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される				Push常視-16	
外部要因		・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される	Push常視-17		
非人為的要因		内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される	Push常視-18	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される	Push常視-19	

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウィルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**), 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない(、または経路の誘導が中断される)

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス事業者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *経路情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時または何らかの理由により音声でのサービスがなされない場合には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</p>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器製造者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合
	技術的対策の整理	>場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける >場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器製造者】 ・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける 【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	•(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		情報端末製造者	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもつばら他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>▶情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>▶同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、音声ガイダンス等で、利用者に十分に説明する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> <li>•販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		利用者 (窃盗者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者):刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。 >破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任
	技術的対策の整理	>一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、適切な経路情報を提供する >場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)における提供に支障を来さないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末ー(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ))サーバ間の通信ができない⇒利用者が音声で(は)経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路誘導の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う ****視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>
	運用的対策の検討	<p>_____</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において) 不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者: 民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。****視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者: 国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものか、チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する</p> <p>【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)側のデータが現行化されていないと意味がない</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める</p> <p>【課題】実効性に欠ける</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が音声で(は)不適切な情報を入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき
	技術的対策の整理	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない
	運用的対策の検討	▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。

※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報の発見・除去に努める
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される
不都合の生じる主体			
利用者(視覚障害者)		場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ) コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた正確な経路誘導を受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。 >場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、それ以外の誤ったコードは発見できない >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード管理センター】 ・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。 【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、 コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</li> <li>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</li> <li>➢改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</li> <li>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める</li> <li>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が音声で(は)誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>▶ 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ、実態はASP)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による経路誘導を利用できないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による巡回点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める。</p> <p>【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に巡回点検による発見・復旧は困難</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> <li>・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う</li> </ul>
---------------	---



## 個別リスク詳細分析結果 ⑤「Push型重要情報提供」における代表的なリスク(視覚障害者以外)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#	
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Push重他-1	
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	Push重他-2	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push重他-3	
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push重他-4	
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-5	
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-6	
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-7	
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-8	
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-9		
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-10		
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-11	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)サーバ間の通信ができない⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Push重他-12	
	完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Push重他-13
				・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Push重他-14
・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう				Push重他-15	
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される				Push重他-16	
外部要因		・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Push重他-17		
非人為的要因		内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な構造情報・緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Push重他-18	
			・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバもしくは通信ネットワークのオーバーフロー等により)コンテンツの提供時に伝送遅延が発生する⇒利用者(車いす使用者)への下り勾配・段差等の構造情報への注意喚起が遅れる、利用者への緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が遅れる	Push重他-19	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Push重他-20	

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査 ▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等 ▶不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰 ▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合
	技術的対策の整理 ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウィルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する
	運用的対策の検討 ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する



処理方法および管理策の選択	【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**), 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待した注意喚起・緊急情報提供を受け得られなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 ➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した注意喚起・緊急情報提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器製造者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	情報端末製造者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>➢情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> <li>・販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	利用者 (窃盗者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者):刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</li> <li>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した注意が喚起されなかった・緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>▶破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、適切な経路情報を提供する</li> <li>▶場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 **期待した注意が喚起されなかった・緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)における提供に支障を来さないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ))サーバ間の通信ができない⇒利用者(車いす使用者)に下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した注意が喚起されなかった・緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款に基づく補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>
	運用的対策の検討	



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード管理センター:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものが、チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する</p> <p>【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)側のデータが現行化されていないと意味がない</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める</p> <p>【課題】実効性に欠ける</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき
	技術的対策の整理	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない
	運用的対策の検討	>コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。

※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報の発見・除去に努める
---------------	--



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ) コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、それ以外の誤ったコードは発見できない</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。</p>

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード管理センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</li> <li>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った注意が喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>➢改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</li> <li>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める</li> <li>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な構造情報・緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバもしくは通信ネットワークのオーバーフロー等によりコンテンツの提供時に伝送遅延が発生する⇒利用者(車いす使用者)への下り勾配・段差等の構造情報への注意喚起が遅れる、利用者への緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が遅れる

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 注意喚起が遅れたこと・緊急情報提供が遅れたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合 ▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 通信ネットワークのオーバーフロー等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。
	技術的対策の整理	▶よりハイスペックのサーバシステムや通信ネットワークを利用する
	運用的対策の検討	



処理方法および管理策の選択	【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・ハイスペックなサーバシステムや通信ネットワークを利用し、伝送遅延が発生しないようにする
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者(車いす使用者)に誤った下り勾配・段差等の構造情報への注意が喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 ➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った注意が喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	➢認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい
	運用の検討	➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める 【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に点検による発見・復旧は困難 ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。 ・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う
---------------	--

## 個別リスク詳細分析結果 ⑥「Push型重要情報提供」における代表的なリスク(視覚障害者)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#	
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Push重視-1	
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の所在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の所在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	Push重視-2	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push重視-3	
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Push重視-4	
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-5	
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-6	
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-7	
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-8	
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-9		
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-10		
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-11	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)サーバ間の通信ができない⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Push重視-12	
	完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Push重視-13
				・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Push重視-14
・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が音声で(は)不適切な情報を入手してしまう				Push重視-15	
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される				Push重視-16	
外部要因		・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Push重視-17		
非人為的要因		内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な構造情報・緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Push重視-18	
			・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバもしくは通信ネットワークのオーバーフロー等により)コンテンツの提供時に伝送遅延が発生する⇒利用者(視覚障害者)への階段・段差等の構造情報への注意喚起が音声で(は)遅れる、利用者への緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が音声で(は)遅れる	Push重視-19	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Push重視-20	

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者: 行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	<hr/>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	<p><b>関連規程の調査</b></p> <p>                     &gt;コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等                      &gt;不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰                      &gt;情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任                      **悪用により利用者に損害が生じた場合                 </p>
	<p><b>技術的対策の整理</b></p> <p>                     &gt;コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウィルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する                 </p>
	<p><b>運用的対策の検討</b></p> <p>                     &gt;コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する                      &gt;コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する                 </p>



<p><b>処理方法および管理策の選択</b></p>	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
-----------------------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法415条(債務不履行**),民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者: 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢通信ネットワーク提供者: 電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>➢情報悪用者: 刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➤コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待した注意喚起・緊急情報提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➤コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 ▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した注意喚起・緊急情報提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		場所情報コード格納機器製造者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		情報端末製造者	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>➢情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> <li>・販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	利用者 (窃盗者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者): 刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した注意が音声で(は)喚起されなかった・緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。 >破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任
	技術的対策の整理	>一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、適切な経路情報を提供する >場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する
---------------	--



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 期待した注意が音声で(は)喚起されなかった・緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)における提供に支障を来さないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ))サーバ間の通信ができない⇒利用者(視覚障害者)に階段・段差等の構造情報への注意が音声で(は)喚起されない、情報が提供されるべき利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した注意が音声で喚起されなかった・緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う ***視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>
	運用的対策の検討	



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が音声で喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことよって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が音声で喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものが、チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する</p> <p>【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)側のデータが現行化されていないと意味がない</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める</p> <p>【課題】実効性に欠ける</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を音声で入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき</p>
	技術的対策の整理	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。</p>

※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報の発見・除去に努める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	
利用者(視覚障害者)	場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ) コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が音声で喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。 >場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、その誤ったコードは発見できない >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード管理センター】 ・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。 【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</li> <li>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った注意が音声で喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</li> <li>➢改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</li> <li>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める</li> <li>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な構造情報・緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 誤った注意が音声で喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったこと によって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバもしくは通信ネットワークのオーバーフロー等により)コンテンツの提供時に伝送遅延が発生する⇒利用者(視覚障害者)への階段・段差等の構造情報への注意喚起が音声で(は)遅れる、利用者への緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が音声で(は)遅れる

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者: 民法415条(債務不履行*) に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 注意喚起が遅れたこと・緊急情報提供が遅れたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢通信ネットワーク提供者: 民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく補償 通信ネットワークのオーバーフロー等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢よりハイスペックのサーバシステムや通信ネットワークを利用する</p>
	運用的対策の検討	



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <p>・ハイスペックなサーバシステムや通信ネットワークを利用し、伝送遅延が発生しないようにする</p>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者(視覚障害者)に誤った階段・段差等の構造情報への注意が音声で喚起される、利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 ➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な注意喚起の不履行・緊急情報提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った注意が音声で喚起されたこと・誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた音声による緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)を受けられなかったことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	➢認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい
	運用的検討	➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める 【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に点検による発見・復旧は困難 ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。 ・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う
---------------	--

## 個別リスク詳細分析結果 ⑦「Pull型重要情報提供」における代表的なリスク(視覚障害者以外)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Pull重他-1
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	Pull重他-2
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Pull重他-3
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Pull重他-4
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-5
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-6
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-7
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-8
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-9	
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-10	
非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-11	
	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)サーバ間の通信ができない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない	Pull重他-12	
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Pull重他-13
			・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Pull重他-14
			・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう	Pull重他-15
			・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Pull重他-16
	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Pull重他-17	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正な緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Pull重他-18
外部要因		・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される	Pull重他-19	

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査 ➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等 ➢不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰 ➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合
	技術的対策の整理 ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウィルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する
	運用的対策の検討 ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する



処理方法および管理策の選択	【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (情報悪用者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**), 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *緊急情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手を怠った場合等 **期待した緊急情報提供を受け得られなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 ▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した緊急情報提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		場所情報コード格納機器製造者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	•(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		情報端末製造者	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>➢情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> <li>•販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		利用者 (窃盗者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者):刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</li> <li>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>▶破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、適切な経路情報を提供する</li> <li>▶場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *緊急情報提供の不履行 **期待した緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)における提供に支障を来さないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ))サーバ間の通信ができない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく損害の補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>
	運用的対策の検討	



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものか、チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する</p> <p>【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)側のデータが現行化されていないと意味がない</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める</p> <p>【課題】実効性に欠ける</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき
	技術的対策の整理	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない
	運用的対策の検討	>コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。

※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・有害情報の発見・除去に努める
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ) コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。 >場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	>場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。 >場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、それ以外の誤ったコードは発見できない >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。

処理方法および管理策の選択	【場所情報コード管理センター】 ・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。 【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</li> <li>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。</li> <li>▶改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</li> <li>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める</li> <li>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な構造情報・緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(聴覚障害者・車いす使用者・高齢者・健常者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。
	技術的対策の整理	>認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい
	運用的検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める 【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に点検による発見・復旧は困難 >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。 ・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う
---------------	--

個別リスク詳細分析結果

⑧「Pull型重要情報提供」における代表的なリスク(視覚障害者)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#	
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	Pull重視-1	
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	Pull重視-2	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Pull重視-3	
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	Pull重視-4	
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-5	
			・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-6	
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-7	
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-8	
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-9		
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-10		
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-11	
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)サーバ間の通信ができない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない	Pull重視-12	
	完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Pull重視-13
				・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Pull重視-14
・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が音声で(は)不適切な情報を入手してしまう				Pull重視-15	
・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される				Pull重視-16	
外部要因		・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Pull重視-17		
非人為的要因		内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正な緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Pull重視-18	
	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される	Pull重視-19		

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法3条(個人情報の保有の制限等*)違反** *特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合 行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反** **コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。</p>
	技術的対策の整理	<hr/>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。</li> <li>・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。</li> </ul>
---------------	--



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等</li> <li>▶不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰</li> <li>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウィルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ) (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法415条(債務不履行**), 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>➢情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	▶コンテンツ・サービス提供者:行政機関個人情報保護法6条(安全確保の措置)違反* *コンテンツ・サービス提供者が行政機関である場合。独立行政法人の場合は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体である場合は条例等の、適用がある。 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等 ▶通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反 ▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合
	技術的対策の整理	▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する
	運用的対策の検討	▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う ▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する



処理方法および管理策の選択	【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】 ・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する ・阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する ・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *緊急情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待した緊急情報提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した緊急情報提供を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		場所情報コード格納機器製造者、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード格納機器製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器製造者において、製造に当たっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において、機器製造者から機器の納入を受け入れるに当たって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	•(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		情報端末製造者	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>➢情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>➢同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける</li> <li>•販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		利用者 (窃盗者)	

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者):刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待した緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。 >破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任
	技術的対策の整理	>一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、適切な経路情報を提供する >場所・情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする
	運用的対策の検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない
不都合の生じる主体		直接的に責任を問われる可能性の高い主体	
利用者(視覚障害者)		コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *緊急情報提供の不履行 **緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う。 ***視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)における提供に支障を来さないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末-(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ))サーバ間の通信ができない⇒利用者に緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で(は)提供されない

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *緊急情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待した緊急情報が提供されなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性***が認められる場合に責任を負う ***視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 契約約款等に基づく損害の補償 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等には、責任を加重される可能性がある。</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p>
	運用的対策の検討	<p>_____</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疎通障害が生じにくい環境で運用を行う</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)または場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)において)情報の更新が遅れる⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)、 場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものが、チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する</p> <p>【課題】①情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ②場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)側のデータが現行化されていないと意味がない</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)およびコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める</p> <p>【課題】実効性に欠ける</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を音声で入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待した適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報の提供が、わいせつ事犯に該当するとき</p>
	技術的対策の整理	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ、実態としてはASP)において、有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な自己チェックを実施し、有害情報の発見・除去に努めるとともに、オンクレームチェックにより有害情報の速やかな除去に努める。</p>

※オンクレームチェック:利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、コンテンツを提供しない</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報の発見・除去に努める</li> </ul>
---------------	---

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード管理センターによって)誤った場所情報コードが付与され、誤った情報を持った格納機器が設置される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される
不都合の生じる主体			
利用者(視覚障害者)		場所情報コード管理センター、場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ) コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)	

管理策の検討	関連規程の調査	<p>➢場所情報コード管理センター:民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 国賠法1条に基づく損害賠償責任 当該行為が公務員の公権力行使にあたる場合、国又は地方公共団体は損害賠償責任を負う。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体の場合</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>➢場所情報コード管理センターにおいて、割当済みの場所情報コードを再度付与できないような管理の仕組みを作る。</p> <p>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)間で、場所情報コードを突合し、重複したコードを発見する仕組みを作る。 【課題】重複したレコードは発見し得るが、その誤ったコードは発見できない</p> <p>➢コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サービス提供の対象となっている場所情報コードが他と重複していないかを確認する仕組みを作る。</p>

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード管理センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する。</li> </ul> <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul> <p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</li> <li>➢コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</li> <li>➢改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。</li> </ul>
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する</li> <li>【課題】改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい</li> </ul>
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める</li> <li>【課題】適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難</li> </ul>



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。</li> <li>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</li> <li>・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	---



リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、サーバの障害により)不正確な緊急情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合 **視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める 【課題】不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。</li> <li>利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。</li> </ul>
---------------	--

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者に誤った緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)が音声で提供される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)、 コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)

管理策の検討	関連規程の調査	>場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 >コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な緊急情報提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った緊急情報が提供されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性**が認められる場合に責任を負う。 **視覚障害者が期待していた緊急情報(公共交通機関事故遅延情報・災害時避難場所情報等)の提供が受けられないことによって通常生じると予見される損害については責任が認められる。
	技術的対策の整理	>認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい
	運用的検討	>場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)による点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める 【課題】設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に点検による発見・復旧は困難 >コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)において、一定以上の大規模な自然災害時にはその状況に応じた情報提供を行う



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者(国・地方公共団体等の公的セクタ)】 ・点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める 【コンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。 ・一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う
---------------	--